

フェアユース (公正使用) をめぐる 20 年

家庭録画の「大憲章」 ソニー判決の成立と黄昏

三浦 基 / 小林憲一

デジタル時代の放送産業にとって、コンテンツの権利保護は死命を決する重要な鍵である。ことに違法な P2P ファイル共有の普及はコンテンツ産業にとって重大な脅威となってきた。こうした問題において1984年の米国におけるソニー判決が技術業界の「大憲章」(マグナカルタ)として重みを持って語られてきた。ひとつは消費者の家庭録画をフェアユースとして初めて認めたことであり、二つめには、こうした技術革新を促進するという判断を法廷がとったことである。しかし、2001年のナップスター判決で個人のフェアユースについて限定的な判断が下され、本年6月のグロックスター判決では技術革新においても、違法行為を誘発する意図があれば責任を問うという画期的な判決が出た。これはソニー判決から21年目の重大な転機であった。本稿では、ソニー判決を検証し、さらにデジタル時代において、このルールがどのように判断され、新しいルールに変わろうとしているのかを考察する。

「フェア」とは「生産的」であること

デジタル化の急速な進展で、誰でも手軽にコピーが作れるようになった。そのため海賊版による市場への影響を懸念する映画産業やレコード業界などいわゆるコンテンツ産業と技術産業の対立は厳しさを増している。

日本では著作権法30条に私的使用のための複製が規定されている。これに対して米国ではフェアユース(公正使用)と言う概念がある。本稿ではビデオ録画をめぐる1984年のソニー判決から、本年6月のグロックスター判決までをたどりながら、フェアユースがどのように考えられて来たのかを検証する。

フェアユースの「フェア」とは何かを考える際に、まず米国の価値観を知らなければならない。米国ではその行為が、生産的か否かが問題となる。社会に有用な発明や作品は国が支える。反対に非生産的な行為には特権を与えない。

もちろん著作物の利用についても「生産的」であるかどうか問われる。たとえば米国著作権法107条には「批評、論評、ニュース報道、教育、研究、調査の目的でなされる複製など著作物のフェアユースは、著作権法の侵害を構成しない」と規定されている。ここでフェアユースが認められているのは研究者、ジャーナリスト、教育者であり、娯楽目的であることは著作権法上の条文からは要件を満たしていない。では、ビデオで放送を録画するのは合法なのかどうか? それこそ、まさにソニー裁判の核心だった。

市民はテレビを録画できるのか?

ソニー裁判は映画会社ユニバーサル社がビデオによる家庭での録画は著作権侵害に当たるとしてソニーを訴えた事件である。この場合、録画を行っているのは一般市民であるが、家庭内に踏み込んで告発を行うわけにはいかない。そこでかわりにビデオの製造、販売を

行っているソニー社に責任があるとして訴えたものである。つまり、家庭でのテレビ録画を不法行為として、その機器を製造・販売しているソニー社に責任があるというのだ。

この事件を考えるには背景を知る必要がある。当時アメリカでは「テレビの次は家庭用ビデオ機器の時代だ」と誰もが思っていた。では、どのような機器が考えられていたのか？安くて簡単、かつ著作権問題を起こさない機器である。しかし、ビデオは機構が複雑で、使用するビデオテープも値段が高い。そこで新商品の開発が進められた。テープのかわりにフィルムに超精細なレーザーを使って焼き付ける。こうすれば価格も安く押さえられる。この発想から生まれたのがレーザーディスクでありCD、DVDである。

ユニバーサル社の親会社MCAはディスコビジョン、RCAはセレクトビジョンを開発していた。しかし、当時はレーザーなど基本技術が未発達で、開発は困難を極めていた。そこにソニーがベータマックスを投入したのである。価格は1,400ドル。インフレを考慮すると現在の4,000ドルつまり50万円くらいの感覚である。それでもビデオのような専門家しか使えなかった機器が家庭で買えるというインパクトはものすごく大きかった。

この時点で、テレビの録画が著作権に重大な問題を抱えているということは深く認識されていなかった。ソニーの広告代理店は、テレビで多くの番組を手がけていた映画会社のユニバーサル社と連動して広告を打とうと考え、接触を持った。ところがこの話を聞いた社長のシャインバーグは烈火のごとく怒った。理由はふたつ「そもそも著作物を録画複製するのは著作権の侵害である」さらに、これが売れたら開発中のレーザーディスクの市場は破壊されてしまう。

そこでユニバーサル社はビデオによる家庭録画が著作権を侵害しているとして裁判を起こした。

誰に迷惑かけているんだ？

裁判は、1979年にカリフォルニア州中央区地裁ではじまった。その結果は意外なものだった。地裁のファーガソン裁判官はソニーに責任がないという判決を下したのだ。その理由は、「ほとんどの使用者はビデオをタイムシフトに使っている」。タイムシフトとは、放送された時間に用事があって見られない場合に、ビデオで録画して、あとで見るということを行う。公共の電波で無料放送されている番組の視聴者を増やしているだけである。「さらに原告はこの行為が商業的価値を損なっていることを立証できなかった」。そこでファーガソン裁判官はソニーには責任がないと判決を下した。

ところが二審の第9巡回区控訴裁判所は9人の裁判官、全員一致で、全く逆の判決を下した。「常識的に言えば、テレビ番組にはすべて著作権者がいる。したがって録画をおこなうビデオは本質的に著作権を侵害している。著作権法は明確にフェアユースの範囲を明示しており、大幅に拡大するのは法の枠組みを破壊している」。こうして舞台は最高裁に移った。

最高裁 舞台裏のやりとり

最高裁が事件を受理したのは1982年、判決が下ったのは1984年である。判決まで実に2年かかっている。そのくらい難しい問題だった。当時は判決の舞台裏で、どんなドラマがあったのか、誰もわからなかった。しかし近年、裁判官たちのメモなどが公開され事情が明らかになった。ウェイン州立大学ロースクールのジェシカ・リットマン教授は、国

会図書館に収められた裁判官たちの資料から、その舞台裏を明らかにしている。

この裁判では裁判長サーグッド・マーシャル以下9人の裁判官が関わっていたが、その考えは、ふたつに割れていた。最初の口頭弁論が終わった時には、ほとんどの裁判官がソニーに責任ありと考えていた。最右翼がブラックマン裁判官、彼は伝統的な著作権法の考え方を重視していた。そして裁判長マーシャルと、後に最高裁長官となるレンキスト、この3人は違法であると考えていた。反対に家庭録画は誰にも被害がないのだから合法という考え方をとっていたのはスティーブンス裁判官ただひとりだった。のこりの5人はまだ、この段階では全員、控訴裁判所の判決を支持していた。そこで裁判長のマーシャル裁判官はブラックマン裁判官に判決理由を書くように命じた。一方、スティーブンス裁判官は少数意見を書くことになった。

ブラックマン裁判官の主張は明快で「議会は1976年に改正された著作権法で初めて、それまで慣習であったフェアユースを法に明記し、適用範囲を明示した」。彼によれば著作権とは有用な発明著作をした人に独占権を与え経済的な便宜をはかる。その独占権に対して無料で成果を使えるのは、それを使ってさらに有用な発明著作をする人に限られる。つまりフェアユースは一種の補助金なのだ。これは娯楽のためにテレビを録画する人間に与えられるものではない。これに対してスティーブンス裁判官は「裁判所が、個人が単一の複製をつくることを禁止した実例がない。歩きながら歌を口ずさんだら違法なのか?」と反論した。さらに「潜在的な将来の市場に対する損害に基づいて、現在のビデオを禁止することは裁判所が決めることではなく

議会で立法するべきことだ」と主張した。

議論が続くうちに、そもそも誰にも迷惑をかけていない家庭録画を禁止できるのか、裁判官たちの胸の内に疑問が高まってきた。

しかし、ブレナン裁判官とバーガー裁判官は、その場合でも、タイムシフトのような合法使用と違法に保存(ライブラリー)された比率を調べなければならないのではないかと考えていた。スティーブンス裁判官は、特許法から類推して「主要な用途が合法的であれば、その製品に対して責任を課することはできない。家庭内での個々の著作権侵害を問題にしているのではなく、製品を問題にしているから、これでソニーは責任から解放される」と主張するオコーナー裁判官の意見を取り入れた。そして、この問題を判断するには、その製品に合法的で重要な用途があればよい、タイムシフトはこれにあてはまる。従って侵害、非侵害の比率を事実審理をする必要はない、と主張し他の裁判官を説得した。やがてスティーブンス裁判官はオコーナー裁判官、ブレナン裁判官、バーガー裁判官、ホワイト裁判官ら5人の支持を取り付け逆転した。一方、ブラックマン裁判官ら4人の裁判官は、そもそも著作権法と特許法は違うのであり、1976年に制定されたばかりの著作権法にはっきりと書いてあるフェアユースの項目を拡大解釈するのはおかしい。さらに合法的な非侵害使用と非合法的な侵害使用の比率を見極めるために差し戻して事実審理を行わなければならないと主張したが少数意見にとどまった。

論理をつないだ判決

1984年に下されたソニー判決理由は大きく二つの論理から成り立っている。まず「タ

タイムシフトは非営利目的だからフェアユースである」として、そこにオコナー裁判官の主張する「正当な使用法に適し、かつ重要な合法的使用の用途のある製品の製造者に寄与責任を問わない」という特許法の考えかたを取り入れ、ソニーには責任がないとした。消費者が実際にどのような割合で合法的な使用を行っており、非合法的な使用がどの程度なのかということは、この判決では取り上げられていない。この問題に深入りせずに、ソニーの寄与責任がないとして判決を下したのだ。また、この判決で、消費者が家庭で放送を録画することは違法ではないということが広く報道されて常識化したが、実際にどの程度、著作権侵害行為があるのか、またあった場合に、責任を問われるのかといった点については、判決の中では明らかにされなかった。

えっ「フェアユース」じゃないの？

1999年インターネットの世界で革命的なソフトが生まれた。ソフトを書いたのはショーン・ファニングという米国の学生。彼は当時話題になっていたMP3という方式を使った音楽ファイルに注目した。この方式は小さなファイルにCDと変わらない音質で音楽を記録できる。ならば、インターネット上に仲間同士のネットワークを作り、誰が何を持っているか瞬時に検索できるようにデータベースを作って、お互いにコピーすれば良い。こうしてできあがったのが「ナップスター」というP2Pファイル共有ソフトだった。いわばインターネット上の無料交換会である。

P2PとはPCとPCが直接つながることを指す。それまでは、音楽会社が自社に巨大なサーバーを持ち、そこにアクセスして料金を払っ

てダウンロードさせてもらっていた。P2Pは、各自のPCにあるファイル名を中央サーバーに吸い上げ、誰が何を持っているかについての巨大なデータベースを作り上げる。そして、このデータベースを参照して、目的のファイルを持っている人間から複製させてもらう仕組みだ。しかも無料である。このソフトの反響はすさまじかった。2年間で実に6,000万人というユーザーが加入し、瞬くうちに、巨大な海賊版の交換ネットワークが誕生した。こんなことをしてはコンテンツ業界は破滅する。

まず立ち上がったのが全米レコード協会である。そして全米映画協会も立ち上がった。彼らはナップスター社を告訴した。これに対してナップスター社側は反撃に出た。

ナップスターは言う。①ユーザーの使用はフェアユースである。タイムシフトが認められるのならスペースシフトだってフェアユースだろう。②寄与侵害についてナップスター社はユーザー個々の著作権侵害行為を認識しておらず、関与もしていない。③代位弁済責任に関してナップスター社は無料でソフトを配っているのだから利益を得ていない。と全面的に反論した。これに対し第9巡回区控訴裁判所は2001年2月、ナップスター側全面敗訴の判決を下した。判決では、まずナップスターのP2Pファイル共有は営利目的でフェアユースにはあたらないと判断した。その論拠は、有料のレコードやビデオをネットからダウンロードして無料で手にいれるのは「営利的利用」である。ここで重要なことはソニー判決以来、不透明だったフェアユースの限界が明らかになったことである。寄与侵害については、侵害にあたる特定の素材がナップスター社のデータベースを介して使用可能になって

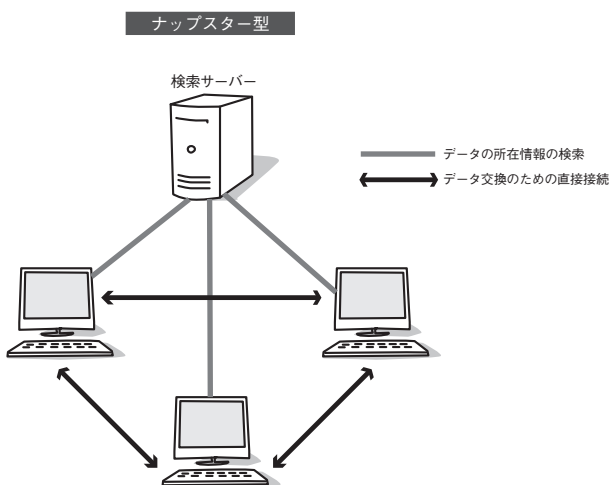
いること、侵害にあたる素材の提供者によるシステムへのアクセスを遮断することができたこと、および侵害にあたる素材を削除しなかったことから、ナップスター社が現実に何が行われているか知っていたことなど関与を認定した。さらに代位弁済責任については、バナー広告など経済的利益を得ており「客寄せ」の役割を果たす場合には経済的利得が存在するとした。これは要するにナップスター社の主張の全面的否定である。この判決のあとナップスター社は事業を停止した。

この事件でP2Pファイル共有ソフト関係者は、一番まずいのは検索データベースを自分たちで持つことだとわかった。持っていれば管理したと見なされ寄与責任を回避できない。次に代位弁済責任については、有料で販売しているわけではないから金銭的利益を得ていないと主張できるはずだと考えた。

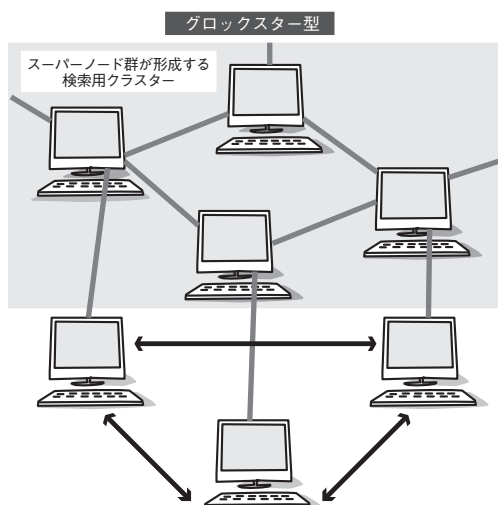
そこで問題となったのがP2Pファイル共有ソフトにおける検索用データベースの存在であ

る。データベースは巨大な電話帳のようなものだ。必要な情報がどこにあるのか探すには、このデータベースが必要だ。しかし、自分たちでデータベースを持てば責任を問われる。そのときオランダのカザー社がファストトラックという技術をP2Pソフトに提供し始めた。ファストトラックはデータベース、つまり電話帳をネットワーク上に自動生成する技術である。ファストトラックでは、まずユーザーの持っているPCのうち高性能の環境にあるものを上位の「スーパーノード」に指定し、そこに下位ユーザーのファイルのタイトル一覧を集める。下位のユーザーは「スーパーノード」に問い合わせる目的のファイルを探すという方法だ。もし、尋ねた「スーパーノード」に無ければ、次々に他の「スーパーノード」に問い合わせれば良い。これなら直接、ユーザーを管理したというナップスター敗訴の原因を逃れることができる。この方法の画期的なところは通常は莫大な投資を必要とする検索用データベースまでユーザー

P2Pシステムの分類 (データ検索方法による)



ナップスター社が、検索サーバーを管理しファイル交換に関与する。



自動的に検索機能を持つPC群が生成され、グロクスター社は検索に関与しない。

のPCに分散させたという点である。莫大な投資をする必要が無く、潤沢な検索サーバーを無料で膨大な数、自動的に作成できるのである。

グロックスターの登場

ナップスターの後、誰がP2Pファイル共有の世界を制するのか、6,000万人のユーザーが息を詰めて見ているうちに登場したのがグロックスターだった。彼らはファストトラック技術を使い、高機能なP2Pファイル共有ネットワークをつくりあげ1年で5,000万人のユーザーを集めた。

2003年4月映画会社MGMなどはグロックスター社を訴えた。カリフォルニア地裁は判決でMGMの申し立てを却下した。理由は「非侵害のかなりの利用がある」「非侵害と侵害の両方の用途がある場合、ソニー判決に従えば寄与責任を問えない」というものだった。地裁の判断の根拠にはP2Pファイル共有は大きな技術革新であり、その利益を判断するのは裁判所ではなく議会であるという考えがあった。

つづいてMGMの上告を受けた第9巡回区控訴裁判所もグロックスター社勝訴の判決を下し、グロックスター社は寄与侵害の責任無しとされた。理由はファストトラック技術による「スーパーノード」を使っでの検索システムだ。ナップスター社と違ってグロックスター社はユーザーの管理を行っていない。だから無罪である。判決理由の最後は「新技術の導入は常に古い市場で定着した流通機構を通じて作品を売る著作権者に対して、とりわけ破壊的である。しかしコピー機やビデオがそうであったように、時間とマーケットが利益のバランスをもたらすことを歴史が明らかにしている。それゆえ、特定の市場で起きている弊害に取り組むために責任論を再構築することに、裁判所は

思慮深くなければいけない」。つまり、ここでも裁判所は技術開発を阻害する可能性があるから、判断を慎重にするべきだと考えている。

再び最高裁へ

第9巡回区連邦控訴裁判所の判決を重大な事態と受け止めたコンテンツ業界は直ちに最高裁判所に上告した。12月最高裁は上告を受理した。「非侵害と侵害の両方の用途がある場合、ソニー判決に従えば寄与責任を問えない」という控訴審の判決について最高裁はソニー判決の全面見直しを行うのではないか。そんな噂がささやかれた。

判決はMGMの全面勝訴。全員一致の判決である。スター裁判官が判決を言い渡したあと、ギンズバーグ裁判官とブライアー裁判官がそれぞれ3人ずつの裁判官を代表して意見をのべた。もっとも注目すべきことは、この判決ではソニー判決のルールは適用されなかったことである。その代わりに違法行為を誘発する意図があったということが判断の論拠になっていた。なぜ、ソニー判決は適用されなかったのか。判決を詳細に分析すると、そこには「大憲章」として君臨してきたソニー判決の時代が、終わりにさしかかっているのではないかという予感を持たせる重大な見解が述べられている。

9人の裁判官は3人ずつ3つのグループに分かれた。ソニー判決にふれずに、新しいルールを提出したスター裁判官のグループ、そして、ソニー判決を厳密に適用すれば、逆にグロックスター社の責任を追及できたとするギンズバーグ裁判官のグループ、最後にソニー判決を適用すれば、グロックスター社は責任を逃れられるというブライアー裁判官のグループである。とくに最後のグループには、

ソニー判決の中心人物だったスティーブンス、オコーナー裁判官がいる。ふたつの少数意見は先鋭に対立し、恐らくはソニールールを適用しては裁けないという判断の下に、違法行為を誘発する意図を軸に判決を組み立てたものと考えられる。以下に3つのグループの判決理由、意見を分析する。

誘因論により責任を問う

スター裁判官は誘因論を論拠にMGM勝訴の判決を組み立てる。

「著作権保護を通して創作を支援すること、著作権侵害の責任を制限することにより技術改革を促進することの、競合する価値観の分岐点をどこに置くかが問われている。

ソニー事件で最高裁は、特許法271条c項の『特許品の一つの部品の配布はそれが他の方法で使用することに適していれば特許を侵害しない』という主要商品論を準用して、ソニー勝訴を言い渡した。この理論は、合法的にも非合法的にも使用できる製品の製造・販売によって起きる責任を免責したもので、責任をより深刻な過失に制限するものである。ところが、控訴裁はこの問題に関して『製品がかなりの合法的使用が可能な場合、配布者が寄与侵害の事実を知っているながら侵害を止めさせる行動をしないのでなければ、侵害使用を引き起こす目的が証明されても、その製造者は第三者の侵害使用に対して寄与責任を負わないことを意味している』と拡大解釈してしまった。

MGMはソニールールの中の「かなりの合法的使用」の『かなり』について、定量的な記述を加えるよう要求しているが、控訴裁判法がソニー事件の誤った理解に基づく以上、今現在この点を審議する必要はない。

誘因の古典的な事例は、侵害を犯すように他者をそそのかすメッセージを、広告や勧誘を使って広めるものである。地裁判決の記録には、グロックスターがソニー事件とは異なり、違法な使用に適したソフトウェアの使用により著作権違反を生み出す目的を持って行動したことを示す証拠で満ちあふれている。

第一に、グロックスターはナップスターが著作権侵害で訴えられた後、オープンナップという名のナップスターと互換性のあるプログラムを提供するなど、ナップスターに取って代わるための様々な行為を行っている。グロックスターの名称がナップスターに倣って造られたことは明らかである。

第二に、グロックスターは曲名やタイトルなどのキーワードから著作権に関係するファイルを選別するソフトを開発しようとしたことはなく、自分たちが配布したソフトウェアによる侵害行為を減少させる仕組みの開発も試みていない。これから明らかになるのは、ユーザーの侵害の意図的な促進である。

第三に、グロックスターは広告スペースを販売し、彼らのソフトウェアを使用するユーザーのコンピュータ画面に広告を行うことによって金銭を得ている。ソフトウェアが使われれば使われるほど、より多く広告が送られ、より高額な広告収入となる。彼らの商業的判断がこのソフトの大量使用、つまり侵害を引き起こしたのだから、非合法的な目的は紛れもない。

誘因論は、侵害を引き起こす意図および侵害使用に適した製品の配布に加えて、その製品の受領者による実際の侵害の証拠を要求する。MGMの証拠は、ダウンロード可能なファイルの90%近くが著作物であったことを示しており、一方争点となっているソフトウェアが

ダウンロードされた件数は1千万コピーを超えること、ネットワークを通して毎月数十億のファイルがコピーされていることから、著作権侵害の範囲は驚異的であると考えられる。

要するに、本件はソニー事件とは非常に異なっており、グロックスターを支持する判決を行うために、ソニー事件に頼ることは誤りである。配布者の言葉および行為の証拠は、単なる配布を越えて、第三者の著作権侵害行為を引き起こし、それから利益を得る目的を証明している。誘因侵害の責任が最終的に認定されるとすれば、特許法のように製品自体から過失を推定したり負わせたりするのではなく、明らかに違法な目的、あるいはその目的であるものを示す陳述及び行為から、責任を推論することになる。

誘因の全ての要素においてMGMを支持するかなりの証拠が存在しており、グロックスターを支持する地裁判決は誤りである。」

誘因責任を強調したスター裁判官の判決理由に対して二つの意見が出された。

ソニー事件を正しく理解せよ

ギンズバーグ裁判官は、控訴裁はソニー事件の判決を正しく理解していないという。

「私は控訴裁の判決を破棄する意見に賛成し、控訴裁が誤ってソニー事件を適用したと私が結論づけた理由を明確にするため、別に意見を書く。本件においては、積極的誘因著作権侵害だけでなく、寄与著作権侵害に関する“重要な事実に関する本物の問題”がある。

ソニー事件で最高裁は、寄与侵害について次のように判断している。『その製品が適法な異議のない目的のために広く使用されていれば、寄与侵害を構成しない。かなりの非侵害使用が可能であることだけが必要である。』

そのため最高裁は、証人喚問による証拠調べを行い、ベータマックス購入者のほとんどが主にタイムシフトに使用していることが判明した。タイムシフトは適法なフェアユースであるから、“かなりの非侵害”という基準を明確に満たしておりソニー勝訴の判決が下りた。しかし、“かなりの非侵害使用”に明確な内容を示す必要がなかったがために、この点について議論は尽くされず、これに対する説明が残されることになった。」

アメリカの裁判では、原告、被告の双方が事実問題についての重要な争点がないと判断した時、証人喚問を省略して法律判断を下すサマリ判決を求める場合があり、地裁、控訴裁に求められたのはこのサマリ判決であった。「控訴裁はサマリ判決を下すにあたり道に迷ってしまった、と私は言いたい。控訴裁はMGMの『ソフトウェアの使用の大部分は著作権侵害のためである』という主張は認めたが、同時に、『非侵害に関する重要な事実問題は存在しない』として、『製品はかなりの非侵害使用が可能なことだけが必要とされる』というソニー事件の要件を満たすと結論した。しかし、この事件はソニー事件とは著しく異なっている。控訴裁が行ったソニー事件の解釈は裁判所が行った最も広いもので、本件ではフェアユースは認定されない。非侵害使用の例も逸話的な証拠以上のものはほとんどない。非侵害使用の認定に際し、地裁、控訴裁はグロックスターの陳述書に大きく依存したようにみえる。しかし、MGMにより提出された圧倒的な侵害使用の証拠を考えると、地裁判決を支持することは出来ない。仮に再審理で、最高裁判決のように積極的誘因侵害に基づくMGM勝訴のサマリ判決が下せないとなれば、控訴裁

はソニー事件に立ち戻り、最高裁が下した様々な判断の解釈を、全記録に基づいてもう一度検討すべきであると私は強調したい。」

証拠を詳細に調べ、ソニー裁判を正しく理解すれば、グロックスター勝訴の判決など下りるわけがない、もっと勉強せよ、ということであろう。

ソニー判決の見直しは不要

ソニー事件を誤って解釈したというギンズバーグ裁判官に対してブライアー裁判官は違う主張を行う。

「私は、誘因論に論点を置く最高裁の意見に同意する。しかし、控訴裁がソニー事件判決を誤って適用したという、ギンズバーグの意見には同意しない。

ソニー事件では、タイムシフトによるフェアユースの認定はあったものの、録画が許可された番組の割合は全体の9%程度であった。一方本件では、明らかに正当であると認められる利用可能ファイルは10%で、ソニー事件の9%と極めて近い数字である。重要なことは、ソニー事件で、『かなりの非侵害使用が可能であるか』どうかを尋ねている点である。“可能である”という言葉は、ある時点で数字が不十分でも、将来、適法使用が拡大する合理的な見通しがあれば、その数字は適切な基礎として役割を果たすことを示している。

本件において、記録はこのソフトウェアの非侵害使用の相当な将来のマーケットを明示している。著作権で保護されない情報が蓄積されるに従い、合法的にファイルコピーがより広く行われるようになると推論できそうである。VCRのために発達したホームビデオ・レンタル産業とちょうど同じように、この

P2P ソフトウェアにも現在予期できない非侵害使用が発達するかもしれない。

本当の問題は、MGM が要求するようにソニー事件の基準を修正すべきかどうか、あるいはギンズバーグが持ち出したようにソニー事件をより厳密に解釈すべきかどうかである。つぎの3点から検討する。(1) 新しい技術を保護することに役立ったか(2) 修正または厳密な解釈が、新しい技術の保護をいちじるしく弱めるだろうか(3) 著作権側のプラスは、技術関連の損失より重大か

最初の問題は答えるのが最も簡単である。ソニー事件のルールは強く技術を保護している。問題となる製品が著作権侵害にほとんど専用に使用されるのでない限り、著作権の責任を課さないことを定めている。

第二の問題は、発明家および起業家が著作権侵害のためにも使用できる情報技術を創作、作成、配布するときに、裁判の対象になる可能性を増加させる。法的問題はないとの誤った推測の代償が多額の損害額の支払いに結びつくこともあり得るため、技術的發展に恐怖を追加することになる。

第三の問題は三つの中で最も難しいと思う。著作権者は不法なコピーを行う者に対し伝統的な侵害訴訟を起こせるし、非合法侵害の抑制を助ける新しい技術を開発することもできる。同時に、技術進歩は適法コピーをより安価により簡単にすることにより、違法コピーを思いとどまらせることもできる。この点について結論を出すのは難しい。以上により、ソニー事件の修正の必要性はまだ明確に証明されていないと確信する。これらの理由により、私はギンズバーグには同意しないが、最高裁の判断には同意する。」

米国の価値観の中に一定のウエイトを占める

“生産”は、著作物の生産を奨励するために著作権を保護すると同時に、新しい物やサービスを生産する発明や新技術の開発も大切にする。新技術擁護の側に立つブライアー裁判官のP2Pソフトウェアに対する期待の表明としても、非侵害使用の割合や将来の合法使用拡大への推論などで、我田引水的な論理展開が目立つ。

「大憲章」の黄昏

P2P ファイル共有ソフト事件がソニー事件と共通点を持っていることは、すぐに理解できる。ビデオは番組表の時間から視聴者を解放して私たちの生活を変えた。P2P ファイル共有ソフトは蓄積サーバーや経路検索という通信上の重要問題を解決してしまった。どちらも偉大な発明である。しかし、その恩恵を受けるものがあれば、それによって重大な損失を受けるものもある。

「非侵害のかなりの利用があり」「非侵害と侵害の両方の用途がある場合、ソニー判決に従えば寄与責任を問えない」という控訴裁の判決についてギンズバーグ裁判官は、ソニー判決を厳密に適用すればグロックスター社の責任を問えると主張し、ブライアー裁判官は、それはソニー判決の修正になると反論している。ある時点で厳密な判断を下せば、技術の可能性を閉ざすことになるという反論である。この判決は、厳密な判定基準を作ることを避けていると考えられる。ブライアー裁判官の意見に賛成したのが、ソニー裁判でソニー勝訴の重要な役割を演じたスティーブンス裁判官とオコーナー裁判官であったことも、こうした推測を裏付けると考えられる。

以上、グロックスター判決においてソニー判決のルールを適用しなかった背景に踏み込

んで考察を行った。今回の判決が技術だけでなく、その背景にある、違法使用の誘発という問題に踏み込んだことによって、今後、著作権侵害を起こす可能性のあるP2Pファイル共有の開発は、きわめて難しくなった。判決から20年あまり、「大憲章」と呼ばれた判決の黄昏を予感させる裁判の結末であった。

執筆に際しては成蹊大学城所岩生教授、井上雅夫氏にご教示をいただきました。またグロックスター判決について井上雅夫氏の翻訳を利用させていただきました。判決の内容は、要約しておりますので責任は当方にあります。井上氏の精力的な訳業がなければ、執筆に至らなかったこと最後に申し上げ、両氏に深い謝意を表します。

(みうら もとい / こばやし けんいち)

【参考文献】

- ① James Lardner 「ファースト・フォワード」 パーソナルメディア株式会社 (1988)
- ② Joseph Menn 「ナップスター狂騒曲」 ソフトバンク パブリッシング (2003)
- ③ Jessica Litman “The Sony Paradox,” 2005
<http://www.law.wayne.edu/litman/>
- ④ 「「ベータマックス判決」事件に関する合衆国最高裁判所の判決」(翻訳 黒川徳太郎 著作権資料協会 1984)
- ⑤ Sony v. Universal Studios, 464 U.S. 417 (1984).
- ⑥ A&M Record, inc.v. Napster, inc., 239 F.3d 1004 (9th Cir. 2001)
- ⑦ MGM v. Grokster, 380 F. 3d 1154 (9th Cir. 2004)
- ⑧ METRO-GOLDWYN-MAYER STUDIOS INC. ET AL. v. GROKSTER, LTD., ET AL.
<http://www.supremecourtus.gov/>

「MGM 対グロックスター」「A&M 対ナップスター」の判決については井上雅夫氏のサイトで翻訳を見ることができる